

令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事
公募型プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 業務名

令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事

(2) 目的

市民の憩いの場であるつつじヶ丘農村公園は、小さな子ども連れの家族等が市内外から多数訪れ、遊びや運動・レクリエーション等、様々な目的で利用されている。

しかしながら、公園整備から約30年が経過し、施設の老朽化が著しいため、専門業者による遊具点検や補修を行い、安全対策に努めているが、破損等により使用できない遊具がある。

このようなことから、すべての子どもたちが一緒に安心して楽しく遊べるインクルーシブ遊具に更新することで、当該公園をさらに魅力ある公園にするもの。

インクルーシブ遊具等の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の豊富な経験、高い専門性、技術力、企画力等に基づく提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った優れた事業者を、本工事の当該工事請負候補者として選定することを目的としている。

(3) 業務内容

別紙1「令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(4) 履行場所

熊本県宇土市椿原町金嶽785番地その他

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和9年12月10日(金)まで

(6) 発注方式

本プロポーザルは、提案を受けたうえで遊具等の実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式である。

2. 提案上限額

80,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 要求事項

別紙1「令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事公募型プロポーザル仕様書」のとおり

4. 参加資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 宇土市における当該工事等に係る競争入札参加資格を有していること。
- ③ 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成16年訓令第6号)の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 当該工事等において、技術者、資格等が必要な場合には、それら技術者、資格等を有していること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- ⑥ 営業開始後 1 年間を経過しない者又は営業を停止し、もしくは休止した者で、営業再開後 1 年を経過していない者のいずれかにも該当しない者。
- ⑦ (一社)日本公園施設業協会の会員であり、九州管内に本店又は支店(営業所含む)を置くもの。
- ⑧ (一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。
- ⑨ インクルーシブ遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、補修部品交換等のメンテナンスに迅速に対応できる業者であること。

5. 参加申込

当該プロポーザル手続きにおいて、企画提案書の提出者を選定するため、参加の希望を表明する書類として、以下の書類を提出する。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申出書(様式第 1 号)
- ② 会社概要(様式第 2 号)
- ③ 施工実績届出書(様式第 3 号)
- ④ 配置予定技術者届出書(様式第 4 号)

(2) 受付期間及び提出方法

- ① 受付期間:令和 8 年 9 月 4 日(金)から令和 8 年 10 月 2 日(金)
- ② 申 込 先:「13. 担当課(問合せ先)」参照
- ③ 提出方法:持参又は郵送
 ※持参の場合の受付は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 ※郵送の場合、簡易書留で令和 8 年 10 月 2 日(金)必着

- ④ 提出部数:正本 1 部

(3) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和 8 年 10 月 9 日(金)までに、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第 5 号)または参加資格無効通知書(様式第 6 号)により通知を行う。

6. 企画提案書

別紙2「令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事公募型プロポーザル提出書類作成要領」により作成すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)
- ② 提案目的物の概要図(完成予想イラスト A3 サイズ(カラー))
- ③ 配置図および構造図(製品の概略寸法、材質がわかる平面図、立面図、側面図等)
- ④ 計画工程表(任意)(設計～製造～施工)
- ⑤ 類似業務実績一覧表(任意様式)
- ⑥ 工事費内訳書(様式第9号)
- ⑦ プレゼンテーションボード A3 サイズ 1 枚

※様式は A3 サイズ掲示用パネルを基本とする。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(2) 受付期間及び提出方法

- ① 受付期間:令和8年10月13日(火)から令和8年10月30日(金)
 - ② 提出先:「13. 担当課(問合せ先)」参照
 - ③ 提出方法:持参又は郵送
- ※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで
※郵送の場合、簡易書留で令和8年10月30日(金)必着
- ④ 提出部数:電子データ(1枚:CD-R)

※プレゼンテーションボードの作成数は A3、1 部とする。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7. 質疑および回答

(1) 提出書類

- ① 質疑書(様式第7号)

(2) 受付期間及び提出方法

- ① 受付期間:令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)
 - ② 提出先:「13. 担当課(問合せ先)」参照
 - ③ 提出方法:持参又は郵送
- ※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで
※郵送の場合、簡易書留で令和8年9月18日(金)必着
- ④ 提出部数:1 部
 - ⑤ 回答日:令和8年9月28日(月)
 - ⑥ 方法:市ホームページにて回答書を公開

8. プレゼンテーションの実施

提案者は、令和 8 年 11 月 10 日(火)に開催する評価委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、本プロポーザルに参加を表明した者が 5 社を超える場合は、提出された書類による第 1 次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

9. 評価要領

(1) 評価方法

ア 評価を厳正かつ公正に行うため、つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ 評価は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。

ウ プレゼンテーションは、令和 8 年 11 月 10 日(火)に実施を予定しており、詳細については別途通知する。

エ 出席者は 5 人以内(共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて 5 人以内)とし、この業務を担当する予定の管理責任者 1 人及び主担当者 1 人は必ず出席すること。

オ 実施時間は、提案する各事業者(共同提案を含む。)につき、プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 10 分程度とすること。

カ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

キ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

ク 評価は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。

ケ (2)に定める評価基準に基づき、評価委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて評価し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 評価基準

別紙 3「評価基準」によるものとする。

(3) 受託候補者特定方法

ア 評価点は満点を 100 点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出する。

イ アで算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。

ウ イの評価点の 60 点(6割)を評価最低点数とし、これを満たさない場合は、選定しないものとする。

エ 提案者が1者のみの場合でも、ウに示す最低評価点数以上であれば受託候補者として選定する。

オ 最終的な評価結果が同点の場合は、評価基準における「テーマ・コンセプト」の評価点が高い者を選定する。

10. 評価結果の通知

評価結果については、提案者それぞれに結果通知書(様式第 10 号・様式第 11 号)により文書で通知する。評価結果に対する異議申し立ては認めない。

11. 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

項目	日程
公募開始及び参加申込受付開始	令和 8 年 9 月 4 日(金)
質疑受付期間	令和 8 年 9 月 4 日(金)～9 月 18 日(金)
質疑回答期限	令和 8 年 9 月 28 日(月)
参加申込締切	令和 8 年 10 月 2 日(金) 午後 5 時まで
参加資格確認通知	令和 8 年 10 月 9 日(金)
企画提案書等の提出締切	令和 8 年 10 月 30 日(金) 午後 5 時まで
評価委員会開催(プレゼンテーション)	令和 8 年 11 月 10 日(火) ※予定・変更の可能性あり
評価結果の通知・公表	令和 8 年 11 月 13 日(金)
工事請負契約締結	評価結果の通知・公表後、直ちに行う。

12. 工事請負契約の締結

市は、評価委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13. 担当課(問合せ先)

〒869-0492

宇土市浦田町 51 番地

宇土市経済部農林政策課農地整備係 担当:改働

電話 0964-27-3327

FAX 0964-32-6032

Mail nourin02@city.uto.lg.jp

14. その他の留意事項

(1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提

出者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、宇土市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 提出された参加申出書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届(様式第 12 号)を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者